

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成27年11月30日（平成27年（行個）諮問第187号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行個）答申第158号）

事件名：本人の印が押されている建物と土地の除染実施同意書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定地番の除染実施同意書，特定個人A他1名（他1名は，審査請求人を指すものである）で印の押してあるもの（建物と土地1通）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成27年8月5日付け環東地総発第1508051号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書，反論書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

平成27年7月3日付け文書で期間の延長を通知していること及び同日付けの別文書で印を押印した特定個人Aのところへ意見の照会をしていることから，保有していないことはないと考えられる。

##### （2）反論書

ア 平成27年1月15日木曜日，13時30分から14時25分間に，特定事務所において，特定地番の除染実施同意書，特定個人A他1名（建物と土地）で印の押してあるものを担当者から見せられた。

イ 平成27年7月3日付け環東地総発第1507031号の文書で，特定個人A宛てに意見を求める照会をしている。特定地番の除染実施同意書，特定個人A他1名（他1名は，審査請求人を指すものである）で印の押してあるもの（建物と土地各1通）。それに対して，同月26日付けで意見書「保有個人情報を開示されることについて支障がない。」と提出している。また，建物と土地の除染実施同意書は，

本人に返還されていない（同年11月24日現在）。

ウ 以上のことから、存在するものと思われる。また、どちらの除染実施同意書も民法により有効であると考ええる。

### （3）意見書

審査請求人から、平成28年1月5日付け（同日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求について処分庁では、本件対象保有個人情報のうち、建物と土地の除染実施同意書に記録された保有個人情報については保有しておらず不存在のため、土地の除染実施同意書に記録された保有個人情報のみを開示することとし、原処分をしたものである。

（1）特定地域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染特別地域となっており、国直轄事業により国が除染等の措置等を実施している。

（2）放射性物質汚染対処特措法30条2項により除染特別地域における除染等の措置は、関係人の同意を得て実施しなければならないとされている。

（3）特定地番の土地、建物については、土地の関係人が2名（特定個人A、審査請求人）、建物の関係人が1名（審査請求人）であることから、計3通の除染実施同意書・現況確認書（以下、第3においては「除染実施同意書」という。）が必要である。

なお、処分庁では、平成25年11月8日付けで特定個人Aから建物と土地に係る除染実施同意書1通の提出を受けたが、当該同意書の確認作業の結果、建物と土地の関係人の整理が誤っていたことが判明したため、建物と土地については審査請求人、土地については特定個人Aから除染実施同意書の提出を求めることとし、改めて平成26年1月30日付けで特定個人Aから土地に係る除染実施同意書の再提出を受けた経緯がある。また、誤って提出を受けた特定個人Aによる建物と土地に係る除染実施同意書については、開示請求のあった平成27年6月8日以前に廃棄している。

（4）本件開示請求のあった平成27年6月8日段階で処分庁が保有していた除染実施同意書は、平成26年1月30日付けで提出された土地に係る除染実施同意書（特定個人A他1名）だけであり、審査請求人からは

建物と土地に係る除染実施同意書は提出されていない。

(5) 以上のことから、処分庁は、審査請求人の建物と土地の除染実施同意書は保有しておらず不存在のため、原処分をしたものである。

## 2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、不存在のため不開示とした建物と土地に係る除染実施同意書を保有していないことはないと考えられるとして、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

本件開示請求では、特定地番に係る土地及び建物と土地に係る除染実施同意書の開示を求められているが、土地の関係人は2名（特定個人A、審査請求人）、建物の関係人は1名（審査請求人）であることから、計3通の除染実施同意書が必要である。このうち、処分庁が保有する除染実施同意書は、平成26年1月30日付けで特定個人Aが提出した土地に係る除染実施同意書のみである。また、当該除染実施同意書には、開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が含まれていることから、法23条の規定に基づき、当該除染実施同意書を提出した特定個人Aに対して、平成27年7月3日付けで特定個人Aの氏名、住所等の開示について意見を聴く文書（保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会））を処分庁から送付している。

第三者に意見を求める場合、照会文書の郵送、第三者の照会事項に関する検討等、一定の期間を確保する必要があり、また、第三者より提出された意見等を踏まえ開示決定等の判断をし、更に、その判断に基づき開示決定の手続を経る必要があることから、法19条の規定に基づき開示決定期限の延長を行った。

したがって、審査請求理由にある、開示決定期限の延長を通知していること、除染実施同意書に印を押印した特定個人Aへ意見照会をしていることから、文書を保有していないことはないと考えられるとする審査請求人の主張はあたらない。

なお、平成25年11月8日付けで特定個人Aから提出を受けた建物と土地に係る除染実施同意書については、開示請求のあった平成27年6月8日以前に廃棄していることから、原処分には影響しない。

## 3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月30日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③平成28年1月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④同年12月7日 審議
- ⑤平成29年1月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定地番の除染実施同意書，特定個人A他1名（他1名は，審査請求人を指すものである）で印の押してあるもの（土地，土地と建物各1通）」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであり，処分庁は，そのうち，土地の除染実施同意書に記録された保有個人情報について，同意者を特定個人Aほか1名とし，特定個人Aの押印のある平成26年1月30日付けの除染実施同意書及び現況確認書に記録された保有個人情報を開示する一方で，建物と土地の除染実施同意書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）は保有していないとして，不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，本件対象保有個人情報を開示するよう求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) まず，除染実施同意書の提出手続等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定地域（除染特別地域）における除染等の措置等は，放射性物質汚染対処特措法28条に基づき策定する特別地域内除染実施計画に従って国が実施することとされている。

当該計画において定められた具体的な除染等の措置に関する工程は，①除染等の措置を実施する建物，土地等（以下「土地等」という。）の関係人の氏名等を把握する，②土地等の状況調査を行うため，関係人から立入りの了解を得る，③土地等の線量の測定など状況の把握を行う，④把握した状況を踏まえ，適切な除染等の措置に関する方法等を決定する，⑤除染等の措置に関する方法等について，関係人に説明を行い，当該措置の実施について同意を得る，⑥同意した内容に沿って除染等の措置の作業を実施する，⑦除染等の措置の作業後に当該措置の対象の線量の測定等を行う，⑧除染等の措置による結果等を関係人に報告する，という流れになっている。そして，上記⑤の工程については，環境省から「特定年度特定地域（その1）除染等の措置に係る関係人に対する同意取得支援業務」（以下「同意取得支援業務」ともいう。）を受注した事業者が実施している。

イ 本件対象保有個人情報が記録された文書は，同意者を特定個人Aほ

か1名とし、特定個人Aの押印のある特定地番の建物と土地の除染実施同意書である。除染実施同意書は、上記アの⑤の工程において作成されるものであり、複数の者が関係人となる土地等については、関係人のそれぞれから除染実施同意書の提出を受けることとしている。

特定地番の建物の関係人は審査請求人であり、土地の関係人は審査請求人及び特定個人Aであるが、特定地番について、開示請求時に処分庁において保有していた除染実施同意書は、特定個人Aから提出を受けた、同意者を特定個人Aほか1名とし、特定個人Aの押印のある土地の除染実施同意書（平成26年1月30日付け）だけである。なお、審査請求人からは、除染実施同意書の提出は受けていない。

(2) 次に、平成25年11月8日付けで特定個人Aから提出を受けた建物と土地の除染実施同意書（以下「平成25年11月8日付け除染実施同意書」という。）を廃棄した経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定地域においては、関係人の負担軽減のため、除染実施同意書に関係人の住所や氏名等を事前に印刷し、同意が得られた関係人からは押印をしてもらい提出を受けている。

イ 上記(1)イのとおり、特定地番の建物の関係人は審査請求人であり、土地の関係人は審査請求人及び特定個人Aであるところ、特定個人Aから押印を受けた平成25年11月8日付け除染実施同意書は、建物と土地に係るものであった。

特定地番の建物と土地の関係人の整理が誤っていたことが判明したため、審査請求人からは建物と土地の除染実施同意書、特定個人Aからは改めて土地の除染実施同意書の提出を求めることとし、平成26年1月30日付けで特定個人Aから、同意者を特定個人Aほか1名とし、特定個人Aの押印のある土地の除染実施同意書（以下「平成26年1月30日付け除染実施同意書」という。）の提出を受けた。

ウ 平成25年11月8日付け除染実施同意書の環境省行政文書管理規則（平成23年4月1日付け環境省訓令第3号）等における取扱いは、保存期間の始期が平成26年4月1日で、保存期間が5年間である。

ところが、平成26年1月30日付け除染実施同意書の提出を受けた当時の特定事務所の担当職員に確認したところ、同意取得支援業務は、関係人名簿及び除染実施同意書案の十全性を確認した上、関係人名簿の追加・修正、除染対象物の調査、除染実施同意書案の作成を行い、関係人より同意を得る業務であったこともあり、平成2

6年1月30日付け除染実施同意書の提出を受けた後は、平成25年11月8日付け除染実施同意書は不要になったとして、当該担当職員が受注業者に廃棄を指示したとのことである。この点について、当該担当職員は、平成25年11月8日付け除染実施同意書が行政文書に該当するという認識がなかったとのことであり、また、廃棄した事績は残っていない。

なお、関係人から提出された除染実施同意書は、同意取得支援業務の履行期限終了までの間は受注業者がこれを管理、保管し、履行期限終了後に受注業者から特定事務所に提出されることとされていたため、平成25年11月8日付け除染実施同意書の廃棄は、特定事務所の担当職員から廃棄の指示を受けた受注業者が行ったものである。

エ 平成25年11月8日付け除染実施同意書は、仮に保有しているとするれば、「特定年度特定地域（その1）除染等の措置に係る関係人に対する同意取得支援業務」を名称とする行政文書ファイルに保存されることになることから、念のため、本件開示請求を受けた際及び審査請求を受けた際に、特定事務所において、当該行政文書ファイルを確認したが、その保有は確認できなかった。

オ 以上のことから、平成25年11月8日付け除染実施同意書は既に廃棄されており、処分庁において、本件対象保有個人情報保有していない。

(3) そこで検討すると、上記(2)イ及びウの諮問庁の説明に不自然な点はなく、これによれば、平成25年11月8日付け除染実施同意書は本件対象保有個人情報が記録された文書であり、かつ、保存期間が満了していない文書であったと認められる。したがって、平成25年11月8日付け除染実施同意書を廃棄した行為は、適正なものではない。

しかしながら、諮問庁が上記(2)ウで説明する廃棄の事実を覆すに足る事情は認められない。

また、念のため実施したとする上記(2)エの本件対象保有個人情報の探索も不十分とはいえない。

したがって、東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、処分庁が保有個人情報開示決定等の期限の延長をしていること及び特定個人Aに対し保有個人情報の開示請求に関する意見照会をしていることを理由に、東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報を保有している旨を主張する。しかしながら、これらのことは、法19条（開示決定等の期限）2項及び23条（第三者に対する意見書

提出の機会の付与等) 1項の規定に基づくものであり、東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報保有している理由となるものとは認められず、審査請求人の主張に理由はない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2(3)の判断を左右するものではない。

#### 4 付言

環境省行政文書管理規則等に照らし、開示請求時点で保存期間が満了していないにもかかわらず、本件対象保有個人情報が記録された文書を廃棄したことは、公文書等の管理に関する法律にもとる行為であり、これは、行政文書の管理意識の欠如に起因するものと思われるから、処分庁においては、今後適切な行政文書の管理等を行うことが求められる。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北地方環境事務所において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子